

発行者／一般財団法人 福島県農協役職員共助会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長 1 番地 1 TEL:024-554-3512 FAX:024-554-3510 Mail:kyojokai@alto.ocn.ne.jp URL:http://ja-kyojokai.or.jp

理事 長 小室 信一

会員の皆様には、共助会の事業運営につきまして、格別のご理解・ご協力をいただきありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

当会におきましては、平成二十年十二月一日より施行されました公益法人制度改革三法により、特例民法法人として事業を継続してまいりました。平成二十五年四月一日より「一般財団法人福島県農協役職員共助会」として、新たに事業運営を行うことになりました。併せて保険業法の改正により認可特定保険業の認可を取得し、従来の「退職互助保険」から「退職互助医療保険」と名称が変更されましたことを報告させていただきます。

認可特定保険業者となった当会は、保険業法の適用を受けますが、既存の保険会社や少額短期保険業者と比べても規制の内容は軽く、現状の業務に則した内容で事業を行うことができ、皆様への給付の内容や請求方法について、大きな変更もなく事業を継続しております。

また、保険計理人による財務の健全性や長期財政見直しが行われるため、将来的にもより安全に制度運営ができることになりました。

今後も引き続き健全な運営を図ってまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

さて、退職互助医療保険の事業状況

についてご報告申し上げます。

まず、会員の状況ですが、現職会員は平成二十五年九月末現在四、八五一名で昨年同期より一九七名増加しております。退職会員数は、本人と配偶者を合わせて五、六六一名です。

医療給付金については、毎月平均二、〇〇〇件、約九〇〇万円の給付となっており、安定した給付状況にありますが、医療保険制度において、高齢者の自己負担や高額療養費の見直しが行われる予定となっていることから、今後も引き続き医療保険制度の動きに注視してまいります。

また、当会では会員へのサービス向上の一環としてインターネットを使ってご自身の給付状況や登録状況の確認をすることができるよう「会員マイページ」を開設いたしました。

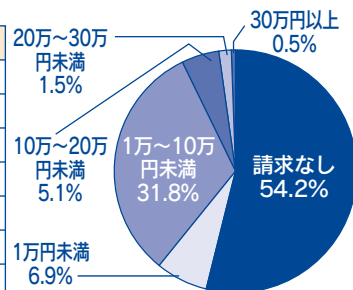
皆様におきましても、インターネットによる情報収集や文書作成など、パソコンを身近に利用されているものと思います。この機会に是非「会員マイページ」に登録いただき、給付状況の管理等にお役立てください。（登録のお手続き方法は、同封のチラシをご覧ください。）

最後に、農林漁業団体を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあります。が、今後も引き続き安定的な事業運営と充実したサービスの提供に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

退職互助医療保険の医療給付状況

(平成24年4月～平成25年3月給付分)

区分	人数
請求なし	1,790
1万円未満	227
1万～10万円未満	1,050
10万～20万円未満	167
20万～30万円未満	50
30万円以上	18
合計	3,302



平成25年度 退職互助医療保険事業概況 (平成25年12月末時点)

保険料積立会員数 (現職)		4,946名
契約者会員数 (退職者)	本人	3,045名
	配偶者	2,581名
保険料積立額 (預り金)		137,262,136円
医療給付金額		83,886,980円

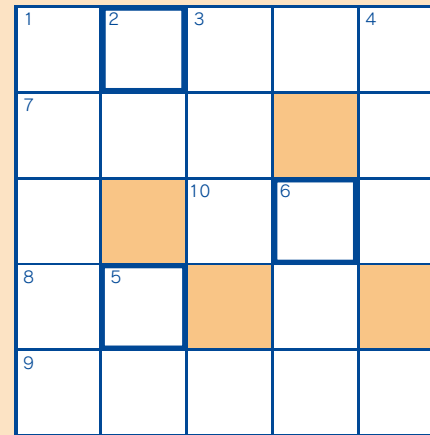
保険業になったことで、従来の「掛金」は、「保険料」となり、保険契約の始期まで「預り金」として積立することになります。

退職互助医療保険
事業概況のお知らせ

一般財団法人福島県農協役職員共助会発足について

クイズコーナー

クロスワードパズル



太枠の文字を
組み合わせて言葉を作ろう。

タテ

- プレゼントのこと。
- 〇〇さまの耳は口バの耳。
- 誰も住んでいない家のこと。
- 現実の反対は？
- 借りた金の〇〇を払う。
- バルト海の黄金の宝石。

ヨコ

- 宝くじで、見事〇〇〇〇！
- 風船をふくらませるために〇〇〇をいれる。
- 木が3つで…。
- 漢字で表すと「熨斗袋」。
- フルートレインは〇〇〇列車。

正解者のうち抽選で10名様に記念品を贈呈します!!

【応募先】〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 JA福島共助会「クロスワード」係
【応募方法】1.太枠の文字を組み合わせてできた言葉 2.会員コード 3.会員氏名 4.共助会への一言を添えて、ハガキでご応募下さい。

【応募締切】3月31日(月)

※当選者の発表は記念品発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募はお一人様1通とさせていただきます。多数、ご応募いただきますとさせていただきます。

互助たよりあんしん第20号(平成25年1月)の答え: **キマリ**
正解者の中から厳正なる抽選の結果、20名の方へ記念品をお贈りさせていただきました。

福島県農林年金受給者連盟からのお知らせ

年金振込みは
JA-JF(漁協)をご指定ください。

農林漁業団体の安定維持発展のため系統利用をお願いします。

福島県農林年金
受給者連盟にご加入を!

特例年金を受給されている方へ
特例年金の維持・安定・農林漁業団体の系統事業の協力組織として活動していくためにぜひ連盟にご加入くださるようお願いいたします。

加入に関するお問い合わせ先

福島県農林年金受給者連盟 事務局(共助会内)
Tel 024-554-3511 fax 024-554-3510
E-mail:kyojokai@alto.ocn.ne.jp

簡単健康法 ため息健康法

いつでもどこでも簡単につけるため息。
上手なため息のつき方で心身共にリフレッシュ!

日本ではマイナスイメージのあるため息ですが、気功の考えが浸透している中国では、「ため息をつくとき体のなかの悪いものが出ていく」と体に良いものと考えられているそうです。

ハーツとため息をつくとき、その反動で自然と深くゆっくりと息を吸い込みます。そうすると内臓の動きが活発になり、血行が促進されます。しかも、全身に新鮮な酸素が行き渡り、心身ともリフレッシュすることができるそうです。

上手な方法は、まず、肩の力を抜いて鼻から息をいっぱい吸って、口から「ハアーツ」と大きくため息を吐き出します。息を吐いたあとは、そのまま崩れるように体を前屈させて「あー、気持ちいい」などプラス思考の言葉を浮かべて、心を解放しましょう。上手なため息をついて心身共にリフレッシュ!!

共助会ホームページご活用ください

共助会のホームページから医療給付金請求書等の申請用紙のダウンロードも可能です。
詳しくは「JA福島共助会」で検索するか、ホームページアドレスhttp://ja-kyojokai.or.jpをご覧ください。

会員マイページ開設のお知らせ

会員の皆様の声に応じて「会員マイページ」を開設しました。会員マイページとは、会員ご自身のパソコンでID(会員コード)・パスワードを入力してログインし、共助会からの医療給付金の給付状況や会員情報などを照会することができるインターネットサービスです。
無料でご利用いただけます。
「会員マイページ」の登録方法は、別紙の登録方法の手順でご確認ください。

共助会業務体制

JA福島共助会の事務局体制は、次のとおりです。

事務局長 兵藤 耕一
職員 穴戸 典子 阿部 俊恵 佐藤 大介
高橋 望 本間佳奈子

今後とも会員の皆様のご協力をお願いいたします。

投稿を募集します!!

互助たより「あんしん」では、会員である皆さんからの情報を広く募集しています。自分の自慢話、地域の話題、自分の趣味に関すること、旅行の体験記など、なんでもかまいません。ご自身が撮影した「なつかしの写真」等々、皆様からの投稿をお待ちしています。

採用者には薄謝を贈呈いたします。



共助会のホットな話題

職員全員の研修を兼ねた練成会に行ってきた。東京本所にある防災館に於いて地震・火事・暴風雨の体験をしました。防災訓練の施設が充実していることに驚きました。カッパと長靴を着用し、40m時の暴風雨を体験し、さらに、煙が充満している迷路状の部屋で、非常灯を頼りに脱出に挑戦しました。初めての体験で気が引き締まりました。

同封しました『会員登録事項確認書』の確認をお願いします

当会が保険業法の適用を受けたことにともない、退職互助医療保険契約内容の確認を行います。現在、退職互助会員として登録してある事項を「会員登録事項確認書」として同封しました。登録内容の確認をお願いします。内容に変更があったときは、すみやかに当会へ申告してください。

また、会員マイページの利用を希望する会員の方は、登録に漢字氏名と生年月日が必要です。登録内容に誤りがあると利用できるまでに時間がかかる場合がありますので、登録内容の確認をお願いします。

◆新鮮な野菜を届けるため、毎朝七時過ぎに野菜を出荷されているそうです。

J A伊達みらいの直売所「んめ〜べ」へ、毎朝野菜を出荷しています。年間を通して約五十種類の野菜を栽培しています。中でも、一番の自慢は「かぼちゃ」です。美味しい「かぼちゃ」になるように、ひとつひとつマットを使って、丁寧に育てています。今の時期は、キャベツを中心に出荷しています。

（八巻さんご夫婦がイチオシする自

伊達郡国見町 八巻 忠一さん マツ子さん



キャベツを収穫している八巻さんご夫婦

おじやまします！

◆趣味でもお忙しいようです。

退職後に始めた写真撮影が趣味です。作品展などにも応募しています。撮影のため様々な場所へ出かけ、昨年は富士山にも行きました。各地の直売所巡りも趣味のひとつです。ドライブしながら、ふたりで東北各地から関東の方まで行くこともあります。私は出荷されている野菜などをみて、妻はお弁当やお惣菜などを見て参考にしています。とても勉強になります。

マツ子さん

楽しみは、月に数回通っている体操です。3 B体操や健康体操をして、体を動かしています。何といたって、今一番の楽しみといえば「二歳四カ月になる初孫と遊ぶことです。昨日まで、孫のいる茨城県に行っていました。よく果物などを送り、喜んでいました。



「んめ〜べ」で販売されている八巻さんのキャベツ

寛仁親王妃信子さまが昨年十月に出版した料理本には、信子さまが復興のために、伊達市で作られた材料を用いた料理が載っているんです。「私が作った野菜も使っていたいています。」「ありがたいですね。」信子さまは、お忍びで直売所「んめ〜べ」に足を運ばれたり、福島をとて応援してくれています。

取材に伺った時に、出荷用のキャベツを収穫されていました。ご自宅の前にある、「二〇〇個ものキャベツがならぶ畑は圧巻でした。手慣れた様子で、次々とキャベツを収穫される忠一さんの隣で、マツ子さんがサポートしている仲睦まじい姿がとても印象的でした。キャベツの収穫時期を終える来月には、キャベツ畑が自慢のかぼちゃ畑になるとの事でした。

慢の「かぼちゃ」は、今年六月頃から直売所に並ぶようです。」

◆忠一さんが育てた野菜が使われた料理本を見せていただきました。

でもらっています。「んめ〜べ」にはいろんな果物が売られていますよ。

退職互助医療保険(退職互助制度)に関するQ & A

会員の皆様へ「退職互助制度に関する重要なお知らせ」(平成25年3月送付)でご案内のとおり、当会は保険業法の改正により平成25年4月1日から新たに保険業としてスタートしています。

保険業としてもうすぐ1ヶ年を迎えますが、いくつかの質問を頂いておりますので、それらを「Q&A」の形で掲載いたしましたので、ご参照ください。

Q1:これまでの退職互助制度から変更になったことはありますか？

A1:保険業になって、次の2つが大きく変わったところです。

- ①平成25年4月1日から制度の名称が変わりました。
 - ・退職互助制度⇒退職互助医療保険
 - ・共助会制度⇒共助会総合保険
 - ②医療給付金の請求期限で、平成25年4月診療分から6ヶ月以内に請求できなかったときの請求期限が3年になります。しかし、領収書の紛失等により会員に不利益が生じることがないように、診療月から6ヶ月以内の請求をおすすめしています。
- (注)会員本人および配偶者が死亡した時の香典は、必ず6ヶ月以内に請求してください。

Q2:請求方法に変更はありますか？

A2:現行どおりで変更はありませんが、平成25年4月の診療分から追加の請求も給付の対象とします。正しく請求した場合と追加で請求した場合では、差し引かれる一部負担額に差が生じますので、請求方法を守って正しく請求してください。

正 正しく請求した場合		誤 別々(追加)で請求してしまった場合 それぞれに一部負担金が生じられることに		
医療給付金請求書		医療給付金請求書	医療給付金請求書	医療給付金請求書
A医院領収書 5,000円		A医院領収書 5,000円	A医院領収書 4,000円	A医院領収書 4,000円
請求金額 = 13,000円		5,000円	4,000円	4,000円
一部負担額 △ 3,000円		△ 3,000円	△ 3,000円	△ 3,000円
給付金額 10,000円		2,000円	1,000円	1,000円
		= 給付金額の合計 4,000円		

③ 給付金額をくらべてみると・・・

誤った請求方法では、それぞれに一部負担額(3,000円)が生じられることになるため給付金額が4,000円となり、6,000円の不利益が生じてしまいます。

※配偶者の請求の場合、一部負担額(3,000円)を差し引いたあと、給付率(85%)を乗じた額が給付金額になります。

退職会員またはその配偶者が亡くなられたとき

会員の住所・電話番号・口座・加入している健康保険・障害認定等を受けた際に変更があるとき

JA福島共助会まで
Tel 024(554)3512
Fax 024(554)3510

第11回 あんしんセミナー 開催のご案内

第11回あんしんセミナーを2月25日～26日にかけて、福島市飯坂町「摺上亭大鳥」で開催いたします。

詳細は、同封いたしました開催案内(別紙)をご覧ください。

会員に限らず、ご親戚やご友人などでも参加できますので、お誘い合わせのうえご参加ください。

退職会員の皆様には、当会の医療給付金請求等について、会員ご本人の入院時など、本人に代わって手続きしていただく場合がありますので、ご家族の方にもご理解をいただくようお願いいたします。なお、次の事実が発生したときは、手続き用紙をご自宅までお送りいたしますので、当会までご連絡ください。